

令和6年度 尾張旭市特殊詐欺対策装置購入費補助金 Q&A

	質 問	回 答
1	申請の受付はいつからですか？	受付の開始は、令和6年4月1日（月）からです。申請期限は令和7年3月31日（月）までです。
2	装置を購入する前に申請するのですか？ それとも購入後に申請するのですか？	特殊詐欺対策装置を購入した後に、必要書類を添えて申請してください。
3	補助対象となる装置はいつからいつまでに購入したのですか？	令和6年4月1日（月）から令和7年3月31日（月）までに購入した装置が補助対象となります。
4	令和5年4月1日より前に購入した場合対象となりますか？	残念ながら補助対象とはなりません。
5	装置を購入した後から、申請するまでの期限はありますか？	装置購入後、速やかに提出してください。提出期限は令和7年3月31日（日）までです。
6	補助金はいくらですか？	装置購入費の1/2を補助します。 ただし、上限は5,000円まで、10円未満の端数は切り捨てです。
7	対象年齢は何歳からですか？	令和6年度中（令和7年3月31日時点）で満65歳以上の方（昭和35年4月1日以前に生まれた方）が対象となります。
8	申請書類はどこでもらえますか？	尾張旭市市民生活部市民活動課の窓口で配布しています。また、市ホームページから印刷することもできます。
9	装置を購入しましたが、その後、尾張旭市から他市へ転出しました。転出後でも補助申請ができますか？	残念ながらできません。 申請時に市内に住所を有し、住民登録をされている方が対象となります。
10	何度でも補助制度の申請ができますか？	1世帯につき、補助金は1回限りとなります。
11	過去に補助金の交付を受けており、同一世帯の高齢者が装置を購入するときは、補助制度の申請ができますか？	1世帯につき、補助金は1回限りとなりますので、補助対象とはなりません。
12	申請書の提出は窓口に行かなければいけませんか？	窓口だけでなく、電子申請（LoGo フォーム）や郵送でも申請を受付しています。
13	申請は、誰ができますか？	対象者本人しかできません。
14	申請書は、代理の人に提出してもらってもよいですか。	代理の人でも構いません。その際は、代理人の本人確認書類の提示が必要となります。
15	装置の取付工事費は補助対象になりますか？	装置の取付工事費は補助対象経費とはなりません。 購入費のみが対象です。
16	申請に必要なものは何ですか？	次の書類が必要です。

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・代金の支払手続きが完了したことを証する書類（領収書等の写し）</li> <li>・カタログ等、特殊詐欺対策装置の機能が確認できるもの</li> <li>・振込先銀行口座通帳の表紙の写し（金融機関名、口座番号及び口座名義が記載されているもの）</li> </ul>
17	装置は、尾張旭市内の店舗で購入しないといけませんか？	対象となる装置を購入し、領収書があれば、市外の店舗やインターネットの通信販売等でも対象となります。
18	インターネット通販で購入した装置は補助対象になりますか？	補助対象となりますが、中古品や転売品は補助対象外です。
19	インターネット通販で装置を購入しましたが、送料は補助対象になりますか？	補助対象外です。
20	キャッシュレス・ポイント還元事業等により値引きされた場合、補助対象になりますか？	<p>ポイントを使用した場合、ポイント差し引き後の領収金額が補助対象となります。（例：10,000円の装置を購入し、500ポイント値引き→領収金額は9,500円＝補助対象）</p> <p>仮に全額ポイント使用した場合は、領収金額は0円となるため、補助対象となりません。</p>
21	補助対象となる装置はどのようなものですか？	（公益財団法人）全国防犯協会連合会のホームページに「優良防犯電話推奨品目録」を参考にしてください。補助対象となるか不明な場合は、市民活動課までお問い合わせください。
22	スマートフォンや携帯電話は補助対象になりますか？	補助対象外です。
23	特殊詐欺対策のアプリやサービスの加入料は対象になりますか？	補助対象外です。
24	レンタル機器は補助対象になりますか？	補助対象外です。
25	添付書類の「領収書等の写し」とはどのようなものですか？	装置の品名や支払い手続きの完了が確認できる書類で、領収書やレシートの写し等です。